

長野県諏訪湖流域下水道マスコットキャラクター「スワキング」の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県諏訪湖流域下水道に関する広報、啓発等を目的とした『長野県諏訪湖流域下水道マスコットキャラクター「スワキング」』を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「スワキング」とは、別紙デザインシートに掲げるイラスト及びこれを用いた写真、動画、立体化などして展開したもの（以下「イラスト等」という。）とする。

(「スワキング」に関する権利)

第3条 著作権を除く「スワキング」に関する一切の権利は、長野県諏訪湖流域下水道事務所(以下「所」という。)に属する。

(使用の制限等)

第4条 「スワキング」は、諏訪湖流域下水道に関する広報・啓発活動等の目的であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ図柄を変更することなく平面で利用する場合に使用できる。

イラスト等の使用にあたり許諾は不要とする。ただし、イラスト等の図柄を変更して使用しようとするときは、あらかじめ長野県諏訪湖流域下水道事務所長（以下「所長」という。）の許諾を受けなければならない。

- (1) 諏訪湖流域下水道関連市町村が使用するとき
- (2) 長野県及び長野県生活排水広報委員会が使用するとき
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) 所及び所が構成団体となっている組織が主催又は所が共催となって実施するイベント等で使用するとき
- (5) その他、所長が適当と認める目的で使用するとき

(使用上の遵守事項)

第5条 「スワキング」を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に定める目的の範囲にのみ使用すること。
- (2) 容姿や色合いを著しく変更せず、元デザインのイメージを損なうことがないと認める場合に許諾できる。
- (3) 当該使用に係る対象物の完成品を所長へ提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(使用料)

第6条 「スワキング」の使用に係る使用料は無料とする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、長野県諏訪湖流域下水道事務所管理課が行う。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、「スワキング」を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

この規程は、令和7年7月18日から施行する。

<別紙>



スワコ
キレ
い